

○佐呂間町スポーツ表彰規則

平成4年3月24日教育委員会規則第4号

改正

平成9年9月19日教委規則第2号

平成12年3月21日教委規則第3号

平成23年12月19日教委規則第5号

令和2年9月25日教委規則第6号

令和3年9月27日教委規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第20条の規定に基づき、スポーツの振興に寄与した者及び優秀な成績を収めた者の表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰)

第2条 佐呂間町教育委員会（以下「教育委員会」という）は、スポーツの振興発展に尽力しその功績が顕著な者及び優秀な成績を収めた者を表彰するものとする。

2 前項の表彰は、表彰状及び記念品を授与するものとする。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、スポーツ功労賞、スポーツ奨励賞、スポーツ特別賞の3種類とする。

(スポーツ功労賞)

第4条 永年にわたり本町のスポーツの振興発展のため指導的役割を果たし、その功績が顕著な者をスポーツ功労者として表彰する。

2 スポーツの競技大会において、特に優秀な成績若しくは記録を収めた個人及び団体を表彰する。

(スポーツ奨励賞)

第5条 スポーツの競技大会において、優秀な成績若しくは記録を収めた個人及び団体を表彰する。

(スポーツ特別賞)

第6条 競技大会の成績に関係なく、心身の健全な発達を目的として継続的にスポーツ活動に尽力し、その活動内容が特に顕著でスポーツの振興に貢献したと思われる個人及び団体を表彰する。

(表彰の制限)

第7条 第4条第2項及び第5条の表彰を受けた者は、それぞれ同一の表彰を重複して受賞することが出来ない。ただし、新たな年度において当該表彰の対象と異なる場合は、この限りでない。

(追彰)

第8条 表彰を受けるべき候補者が、表彰前に死亡した場合には、生前の日付にさかのぼり、その遺族（遺族のいないときは、弔祭を行なう者）に第2条第2項の表彰状及び記念品を贈って表彰する。

(授賞の対象期間)

第9条 第4条第2項及び第5条に掲げる授賞の対象期間は、前年9月1日より本年8月31日までとし、個人又は団体の当該年最高の成績を対象とする。

(表彰の期日)

第10条 表彰は、毎年スポーツの日に行う。ただし、特別な事情があるときは他の期日に行うことができる。

(表彰の公表)

第11条 教育委員会は、第4条から第6条の表彰をしたときはその旨を公表しなければならない。

(委任規定)

第12条 この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年9月19日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成9年9月1日より適用する。

附 則 (平成12年3月21日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年12月19日教委規則第5号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月25日教委規則第6号)

この規則は、令和2年9月25日から施行する。

附 則 (令和3年9月27日教委規則第6号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

佐呂間町スポーツ表彰規則施行規程

〔平成4年3月24日〕
教育委員会訓令第1号

改正 平成 9年 9月19日訓令第2号

改正 平成15年 3月26日訓令第1号

改正 平成29年 2月17日訓令第1号

改正 令和2年 9月25日訓令第6号

(趣旨)

第1条 佐呂間町スポーツ表彰規則(平成4年教育委員会規則第4号以下「規則」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(表彰者の推薦及び決定)

第2条 表彰者の推薦は、推薦書(別記第1号様式)及び推薦調書(別記第2号様式)のほか略歴書その他候補者の活動状況を示す参考資料を添えて、毎年8月31日まで(随時行うものについては、その都度)に教育長に提出しなければならない。

2 表彰される者は、関係団体等から推薦されたものについて、教育委員会に諮るものとする。

(推薦基準及び審査)

第3条 規則第4条によるスポーツ功労賞の推薦基準及び表彰審査は次のとおりとする。

- (1) 地域又は職域において、引き続き10年以上スポーツの普及奨励発展のため企画又は指導に率先し、本町スポーツ振興に著しく貢献した個人及び団体
- (2) 全道各種スポーツ大会優勝の個人及び団体
- (3) 全国各種スポーツ大会入賞(6位まで)の個人及び団体
- (4) 前2号3号に掲げる個人又は団体の指導にあたり、その功績が特に顕著で今後もスポーツの振興に貢献されると思われる者

第4条 規則第5条によるスポーツ奨励賞の推薦基準及び表彰審査は次のとおりとする。

- (1) オホーツク管内各種スポーツ大会優勝の個人及び団体
- (2) 全道各種スポーツ大会入賞(3位まで)の個人及び団体
- (3) 全国各種スポーツ大会入賞(8位まで)の個人及び団体

第5条 規則第6条によるスポーツ特別賞の推薦基準及び審査は次のとおりとする。

- (1) おおむね過去3カ年間、継続的にスポーツ活動に取り組み、その活動内容が特に顕著で本町スポーツ振興に著しく貢献したと思われる個人及び団体。
- (2) その他、特に教育長が認めた者

(表彰記録簿)

第6条 規則第2条第1項の規定により表彰者が授賞したときは、別記第3号様式による佐呂間町スポーツ表彰記録簿に、その都度所定の事項を記録しなければならない。

(表彰状の様式)

第7条 規則第2条第2項の表彰状の様式は、別記第4号様式から第6号様式とする。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成9年9月19日教委訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行し、平成9年9月19日より適用する。

附 則（平成15年3月26日教委訓令第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月17日教委訓令第1号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月25日教委訓令第6号）

この規程は、令和2年9月25日から施行する。